

野生鳥獣の肉における放射性物質の測定結果について (令和 6 年度第 1 2 報)

山元町で採取されたイノシシ肉について、国の基準値（100 ベクレル／kg）を超える放射性セシウムが検出されました。

基準値を超えた地域においては、イノシシ肉を食用として摂取することを控える等、引き続き慎重に対応いただきますようお願いいたします。

なお、イノシシ肉については、平成 24 年 6 月 25 日付けで、県内全域を対象に国から出荷制限指示が出されており、現在も継続しておりますが、県の管理下において全頭検査を行い、放射性セシウムの検査結果が国の基準値を超えないものに限って出荷制限が一部解除されております。

1 測定結果

(単位：ベクレル／kg)

鳥獣名	捕獲場所 (鳥獣保護区等位置図 表記地区)	放射性セシウム		捕獲 年月日	測定日
		測定値	食品衛生法の 規定に基づく 放射性物質の 基準値		
イノシシ	大崎市 鹿島台深谷	24.2	100	R7.3.2	R7.3.19
	山元町 浅生原	348		R7.3.4	

※ 次の URL から、野生鳥獣肉に係るこれまでの検査結果が確認できます。

<https://www.r-info-miyagi.jp/r-info/archive/> (みやぎ原子力情報ステーション)

2 測定年月日

令和 7 年 3 月 1 9 日

3 検査機関及び検査機器

株式会社 理研分析センター
ゲルマニウム半導体検出器

4 検出下限値

7.44 ～ 9.26 ベクレル／kg

(参考)

(1) 不検出

放射性物質の濃度が、検出下限値に満たないことを指します。

(2) 検出下限値

当該測定機器で検出できる放射性物質濃度の最小の値を示し、測定ごとに異なります。

なお、測定値及び検出下限値は、セシウム 134 及びセシウム 137 それぞれの値を合算した値であり、測定の結果によりセシウム 134 又はセシウム 137 のどちらかが不検出の場合などでは、測定値が検出下限値を下回ることがあります。